

## (参考資料)

### 学校感染症の種類と出席停止期間について

下記の疾患にかかった場合は、本人の健康回復と周囲の人への感染防止のため、学校保健安全法の規定により医師が感染のおそれがないと認めるまでの期間、出席停止の措置がとられます。

学校感染症の種類と出席停止期間は、以下の表のとおりです。

感染症の種類	疾患名	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ熱，ラッサ熱，急性灰白髄炎（ポリオ），ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（SARS），鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺，顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎，その他の感染症	医師において感染のおそれがないと認めるまで

### ※その他の感染症とは

学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば学校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症として措置をとることができる疾患です。

出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様などを考慮の上、判断する必要があります。以下に、条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症の例を挙げます。

- 感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症など）
- マイコプラズマ感染症
- 手足口病
- 溶連菌感染症
- 帯状疱疹など